

2024年10月25日
株式会社日本政策金融公庫

**令和6年8月26日から9月3日までの間の暴風雨及び豪雨による災害により
被害を受けた農業者の皆さま向けに金利負担軽減措置の取扱いを開始**

日本政策金融公庫（略称：日本公庫）は、令和6年8月26日から9月3日までの間の暴風雨及び豪雨による災害により被害を受けた農業者の皆さまに対して、10月25日付で金利負担軽減措置の取扱いを開始しました。

被害を受けた農林漁業者等の皆さまからのご相談については、本店農林水産事業本部（フリーダイヤル：0120-926478）及び各支店農林水産事業で受け付けています。

日本公庫は、このたびの災害により被害を受けた農林漁業者等の皆さまからのご融資やご返済に関する相談に、政策金融機関として、引き続き、迅速かつきめ細やかな対応を行ってまいります。

【取扱いを開始した金利負担軽減措置の内容】

対象資金	① 農林漁業セーフティネット資金 ② 農林漁業施設資金 等
対象者	令和6年8月26日から9月3日までの間の暴風雨及び豪雨による災害により被害を受けた農業者の方（集落営農組織等を含む。）であって、当該被害について被害内容の証明を市町村から受けた方。
具体的な措置内容	【農業者の方】 公益財団法人農林水産長期金融協会が借入者に利子助成することで、 <u>融資当初5年間の実質無利子となります。</u>

【金利負担軽減措置】 ※参考…従来より自然災害に適用される金利負担軽減措置の内容

対象資金	① 農林漁業セーフティネット資金 ② 農林漁業施設資金 等
具体的な措置内容	【漁業者の方】 公益財団法人農林水産長期金融協会が借入者に利子助成することで、 <u>融資当初5年間の実質無利子となります。</u> 【林業者の方】 全国木材協同組合連合会が借入者に利子助成することで、 <u>融資当初10年間の実質無利子となります。</u>